

住所異動時の小・中学校及び義務教育学校の転校手続きについて

1. 斜里町から他の市町村へ異動する場合

- ① 現在通学をしている斜里町立学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けてください。
- ② 斜里町役場住民生活課戸籍住民係で住所の異動を行い、転出証明書を受け取って下さい。(転出手続き)
- ③ 転入先の役所にて転出証明書を提出し、住所の異動をして下さい。(転入手続き)
- ④ 転入手続き後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、転入先の教育委員会で手続きをして下さい。

2. 他市町村から斜里町へ異動する場合

- ① 現在通学をしている小・中学校及び義務教育学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けて下さい。
- ② 転出される役所で住所の異動を行い、転出証明書を受け取って下さい。(転出手続き)
- ③ 斜里町役場住民生活課戸籍住民係にて転出証明書を提出し、住所の異動をして下さい。(転入手続き)
- ④ 転入手続き後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、斜里町教育委員会（役場庁舎2階13番）で手続きをして下さい。

3. 町内で異動をする場合

(1) 同じ通学区域内で異動をする場合

- ①住所の変更について、現在通学をしている斜里町立学校へ報告をして下さい。
- ②斜里町役場住民生活課戸籍住民係にて住所の異動をして下さい。(転居手続き)

(2) 通学区域を超えて異動をする場合

- ① 現在通学をしている斜里町立学校から「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」の交付を受けて下さい。
- ② 斜里町役場住民生活課戸籍住民係にて住所の異動をして下さい。(転居手続き)
- ③ 転居手続き後に「在学証明書」と「教科用図書給与証明書」を持参の上、斜里町教育委員会（役場庁舎2階13番）で手続きをして下さい。

4. 参考（斜里町立学校通学区域について）

町立学校児童生徒の義務就学の適正と学校配置の健全な運営を図るために「斜里町立学校通学区域規則」により別表の通り通学区域が定められています。

別表 斜里町立学校通学区域

学校名		通学区域
1	斜里小学校	文光町、港町、港西町、西町、新光町、青葉町の全域 前浜町 4-1～3、4-20～24、5-1～4、 6-1～4 豊倉 35～60、86～104、137、209～210、 246（豊倉60番地の内枝番2、4～19、 43～47、78、91～96の地域） 美咲、大栄、中斜里、川上、来運の全域
2	朝日小学校	本町、朝日町、光陽町の全域 前浜町 1、2、3、4-4～19、5-5～12 豊倉 35～60、86～104、137、209～210、 246（豊倉60番地の内枝番2、4～19、43～ 47、78、91～96の地域）を除く全域 以久科北、以久科南、三井、豊里、峰浜、日の出、富士、 越川、朱円東、朱円、朱円西の全域
3	斜里中学校	斜里小学校の通学区域 朝日小学校の通学区域
4	知床ウトロ学校	イワウベツ、ウトロ東、ウトロ西、ウトロ香川、ウトロ中島、ウトロ高原、真鯉の全域